



■ メキシコにおける契約の概念と契約書作成のメリット

取引の実務においては、契約書を締結せずに取引を開始し、継続されてる例もあると考えます。短期あるいは単発の取引だった、予想取引額と契約締結コストを比較すると、契約締結コストが高くなるなど、契約書未締結の理由は様々考えられ、契約書が無いことを理由に契約(合意)の存在が直ちに否定されるものではないことから、契約書不在の取引も多くみられます。一方、内部統制が図れない、当事者間の認識のずれからトラブルが生じる、担当者の交代によってこれまでの取引条件で取引できなくなるというような懸念も生じることから、『契約書締結は不要』と安易に判断できないのも事実です。そこで、今回はメキシコにおける契約の概念を紹介し、また契約書作成のメリットを検討します。

連邦民法(Código Civil Federal)の規定によると、メキシコでは、契約は、当事者間の合意により権利義務を発生させるものであり、「承諾」と「契約の対象である目的物」があるときに成立するとされています。

「承諾」とは、申込みの内容どおりの契約を成立させる意思であり、口頭、書面、電子的といった手段による明示的な承諾と、承諾を前提とするもしくは推定することのできる事実や行為から生じる黙示的な承諾に分けられます。また、「契約の対象である目的物」とは、債務者が与えなければならない物、債務者がしなければならないこと・してはならないことを指します。また、契約の目的物は、実現可能であり、適法でなければなりません。なお、承諾が、錯誤や暴力によってなされたときや詐欺に起因して為されたときは、無効となり、当事者の一方の詐欺や悪意、第三者が働く詐欺を知り得ていることによって、承諾が決定づけられている場合は、他方の当事者は契約を取り消すことができます。更に、一部、法律によって一定の形式を求められる契約を除き、民事の契約はその有効性のために一定の形式的な手続きが必要とされることなく、それぞれの方法及び条件で拘束されるとされており、必ずしも書面で作成しなければならないと決められているわけではありません。

つまり、当事者の合意とその対象となる目的が存在すれば、契約は成立します。しかし、口頭でのみの合意であれば、その内容の認識に齟齬があることに気づかなかつたり、時間の経過により記憶があいまいになったりするなど後のトラブルの原因となることが十分に考えられるため、合意内容を契約書として作成しておくことは、取引を円滑に進めるうえで重要です。

まず、契約書を作成するという事は、当事者間の合意内容を文字に起こすことになり、当事者間の認識のずれを発見することができます。認識の齟齬のある点を早期に発見し、すり合わせを行うことで、「話が違う」といった事態を未然に防ぎ、その齟齬から生じる紛争の予防につながります。

次に、契約内容を当事者(あるいは担当者)以外の第三者と共有することが容易になります。口頭でのみの合意であれば、当事者以外の者が契約の具体的内容を正確に把握することは難しく、企業内部でのその共有も容易ではありません。契約書として書面にすることで、当事者以外の第三者による検討が可能となり、多角的な検討も可能となります。更に、企業内部において、他部署との共有も容易になり、また担当者の交代の際にも取引条件が分からなくなるといったことを防ぐ効果も期待できます。

そして最後に、トラブルが生じた際に、契約内容を証明する証拠となりえます。明文化されたことで、第三者に対する相手方の義務や自身の権利の主張に信憑性が増すからです。

以上から、契約書作成には大きなメリットがあります。なお、会社が用意するひな型で契約書を締結する際は、注意が必要です。取引内容は相手方によって変わることも多く、本当に必要な条件がすべて記載されているのか、合意内容と異なる記載がないか、しっかり内容を確認する必要がありますので、この点もご留意ください。

■ 人材の派遣を伴う専門的なサービス等の提供事業者の登録が進む

労働社会福祉省(STPS)は、6月24日、人材の派遣を伴う専門的なサービス等の提供事業者の登録サイト(通称REPSE)へのアクセスが開設以来6万5千件以上に上ること、また8千事業者からの登録申請を受け付けたことを発表しました。2021年4月の連邦労働法改正前に人材の派遣を伴うサービス・業務の提供を行っていた事業者であって、改正以降もこれを継続する事業者は、当該登録に関する規則の官報公示日である5月24日より90日以内に登録を完了させなければなりません。

■ 2021年6月の主な法律・規則等の改正・制定情報

6月1日	6月2日	Ley General de Acceso de las Mujeres a una Vida Libre de Violencia	改定
6月1日	6月2日	Código Penal Federal	改定
6月1日	6月2日	Ley General de Salud	改定
6月1日	6月2日	Ley General de Asentamientos Humanos, Ordenamiento Territorial y Desarrollo Urbano	改定
6月1日	6月2日	Ley General de Bibliotecas	制定
6月3日	9月1日	Ley para la Transparencia, Prevención y Combate de Prácticas Indevidas en Materia de Contratación de Publicidad.	改定
6月3日	6月4日	Ley de Desarrollo Rural Sustentable	改定
6月7日	6月8日	Ley Orgánica del Poder Judicial de la Federación	制定
6月7日	6月8日	Ley de Carrera Judicial del Poder Judicial de la Federación	制定
6月7日	2022年 12月7日	Ley Federal de los Trabajadores al Servicio del Estado y Reglamentaria del Apartado B) del artículo 123 Constitucional	改定
6月7日	6月8日	Ley Federal de Defensoría Pública	改定
6月7日	12月7日	Ley de Amparo, Reglamentaria de los artículos 103 y 107 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	改定
6月7日	6月8日	Ley Reglamentaria de las fracciones I y II del artículo 105 de la Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	改定
6月7日	6月8日	Código Federal de Procedimientos Civiles	改定
6月14日	6月14日	Reglamento de la Ley de Adquisiciones, Arrendamientos y Servicios del Sector Público	改定

■ ウェビナーのご案内

東京コンサルティングファームとの共催で7月14日(水)19時よりウェビナーを開催します。2021年4月の労働法等の改正への対応について解説する、日本語による無料のウェビナーです。

メキシコに赴任された駐在員の方、メキシコ拠点の管理をされている方、労働法改正に不安を感じている方など、是非ご参加ください。

日本時間7月15日(木)9:00と日本からも参加しやすい時間帯です。日本へご帰国中の方やメキシコ法人を管理する日本親会社の方も是非ご参加ください。

詳細・お申し込み⇒ <https://kuno-cpa.co.jp/seminar-mexico-2021-0715/>

新型コロナウイルス(COVID-19)の感染防止のため、弊事務所では、引き続き、全従業員の在宅勤務を行っております。そのため、ご質問、お問い合わせはメールまたは担当津村までお電話にてご連絡いただけますと幸いです。



T N Y

TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V. (TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección, Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de México, México.

Contact



(+52) 55-5464-2616



info@tnygroup.biz



<https://www.tny-mexico.com>